

保育料の一部貸付制度のご案内

保育料の一部貸付制度とは

本制度は、未就学児をもつ保育士で、保育の仕事に就労することが決定している方に、保育所等の利用に係る保育料の一部を貸付する制度です。



対象者 次の要件のいずれも満たしている方となります

- ① 未就学児をもつ保育士
- ② 県内の保育所等(千葉市の施設を除く)に新たに勤務する方。または、産休・育休から復帰する方
- ③ 県内の保育所等に、2年間継続して週20時間以上勤務する予定である方

※保育所等とは、保育所・幼稚園(預かり保育を常時実施している施設)・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業 等

貸付額

保育料の半額
(ただし、月額
2万7千円以内)

※保育料が変更された場合、見直しを行います

貸付期間 1年間

貸付利子 無利子

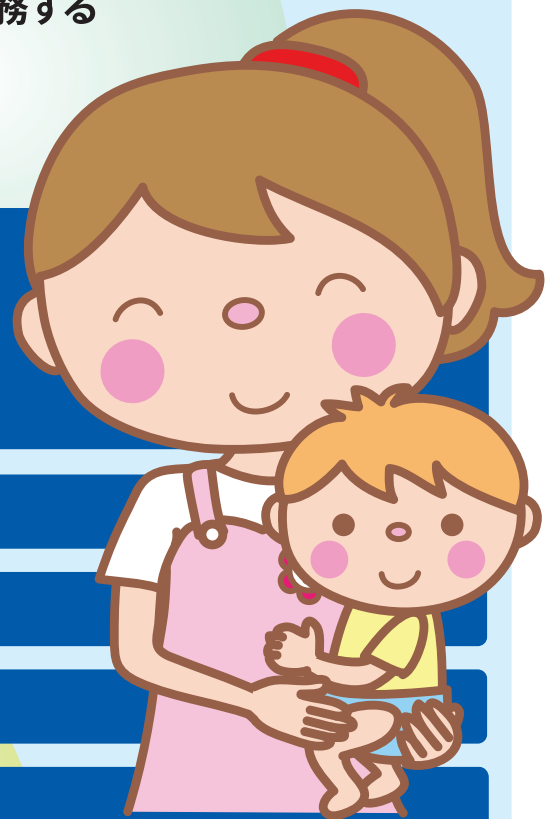
連帯保証人 必要

返還免除

県内の保育所等で2年間
継続して児童の保護等(保育等の業務)に従事した場合、
貸付金の全額が返還免除となります

※上記要件に該当しない場合は貸付金を返還していただきます

申込方法 千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください



お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-216-3086 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 5F <http://www.chibakenshakyo.net/>

2022.4.ver